

平成27年3月議会 第1委員会報告資料

平成27年度地方税制改正に伴う
福岡市市税条例の一部改正について

財 政 局

平成 27 年度地方税制改正に伴う 福岡市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律案が平成 27 年 3 月末に可決・成立した場合に、福岡市市税条例（以下「条例」という。）において、早急に改正を必要とする項目の概要

1 改正内容

(1) 二輪車等に係る軽自動車税における新税率適用の開始時期の延期

地方税法の改正において、二輪車等に係る新税率適用の開始時期が平成 27 年度から平成 28 年度に 1 年間延期されることに伴い、条例においても同様の措置を講じるもの。

(2) 用途変更宅地等の固定資産税等に関する経過措置の延長

地方税法の改正において、住宅用地から非住宅用地への変更など、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準額について、近傍の宅地等との均衡を図るための規定が、平成 29 年度まで延長されることに伴い、条例においても同様の措置を講じるもの。

(3) その他規定の整備

地方税法等の改正において、条例の条文中に生じた項ずれ等について、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日